

あなたを支える3つの基礎年金

遺族基礎年金

年金を受けられる条件

- ①国民年金の加入者（もしくは加入をやめた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいること）や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子が受けられます。
- ②死亡日の属する月の前々月までに加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること（免除および学生特例期間を含む）あるいは、死亡日が平成38年3月31日以前の場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

年金を受けられる方

その方に扶養されていた子（18歳到達年度末までにある子・障がい者は20歳未満の子）のいる配偶者または子

年金額（平成29年度）

- ・子のいる配偶者が受けるとき（子1人）100万3,600円
- ・子のみで受けるとき
77万9,300円

※子の人数に応じて加算額が変わります。

障害基礎年金

年金を受けられる条件

- ①初診日が国民年金の加入中（もしくは加入をやめた後、日本国内に住所を有し、60～64歳までに障がい者となったとき）であること。
- ②障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日）に一定の障がいの状態にあること。
- ③初診日の属する月の前々月までの加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること。
（免除および学生特例期間を含む）あるいは、初診日が平成38年3月31日以前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

なお、20歳前に病気やけがなどで障がい者となった方は、保険料の納付要件はありません。
（本人の所得制限あり）

年金額（平成29年度）

- ・1級障害基礎年金
97万4,125円
- ・2級障害基礎年金
77万9,300円

※子がいる場合、人数に応じて加算額があります。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として10年以上の受給資格期間を満たしている方が65歳になると受けられます。

受給資格期間

次の①から③などを合わせた期間となります。

- ①納付期間（第1号、第2号、第3号被保険者納付）
- ②免除・納付猶予または学生特例期間
- ③任意加入できる方が加入しなかった期間（カラ期間）

※ただし、納付猶予・学生特例期間およびカラ期間は年金額には反映されません。

年金額（平成29年度）

77万9,300円

繰り上げ支給や繰り下げ支給

早く年金を受けたい方、または遅く受けたい方は、希望により60歳～70歳の間で請求ができます。ただし、65歳で請求した年金額を基準とし、64歳以前に受けると減額され、66歳以後に受けると増額されます。この増減率は、生涯変わりません。

※このほかにも制約があります。詳しくは問い合わせてください。

第1号被保険者の独自給付

◇付加年金

定額の保険料に月額400円の保険料を上乗せして納めると、基礎年金額に付加年金額が加算されます。

付加年金額（年額）

付加保険料納付月数×200円

◇寡婦年金

第1号被保険者として保険料納付期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、その妻（婚姻期間10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。

年金額 夫が受けられなかった年金額（第1号被保険者期間分）の4分の3です。

◇死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金、または寡婦年金の対象とならない場合に支給されます。

支給額 保険料納付月数によって、

12万円～32万円となります。

